

空き家バンク



空き家の売却・貸出しをしたい方と、市外から久慈市に移住される際に
住まいが欲しい方を仲立ちする取組みです。

「空き家バンク」への登録は無料。

ただし、売買や賃貸など契約の仲介は、売買・賃貸等の契約が成立した場
合は、仲介手数料等が発生します。

○空き家バンクの登録要件

- (1) 市内に建っている。※所有者は市外在住でも可。
- (2) 個人の居住を目的とした一軒家。
- (3) 誰も居住していない。※または近日中に居住しなくなる予定。
- (4) 家財道具等がある程度片付き、すぐに入居できる。
- (5) 土地と建物の所有者が一致。
- (6) 筆界未定地等、契約が困難な状態ではない。



ご登録までの流れ

【仲介業者(不動産会社等)に販売を依頼している場合】

1 仲介業者へ依頼

仲介業者に「空き家バンクに登録したい」と伝え、市の担当者に直接連絡するよう依頼します。

2 仲介業者が市へ申込
仲介業者と、市の担当者
間で登録手続きを進めます。

3 登録完了

市での手続き後、ホームペ
ージで物件情報が公開さ
れます。

【仲介業者に委託していない場合】

1 電話で申込み

物件の所在地や状態等を聞き
取り、現地確認の日程を決め
ます。

2 現地調査・申込書提出
市の担当者が伺い、現地確認と写
真撮影を行います。確認後申込書
を市へ提出してください。

3 登録完了

市での手続き後、ホームページ
で物件情報が公開されます。
仲介業者側でも売買(賃貸)物
件登録されます。

お問合せ先:久慈市 地域づくり振興課 移住定住担当

電話:0194-52-2116 メール:k-turn@city.kuji.iwate.jp



空き家

募集中！



あなたのお住まい、こんな心配はありませんか？

1: 持ち家の活用方法

相続をしたものの、市外に住んでいるため、そのままの状態となった空き家が増えています。

2: 近隣住民への迷惑

放置された空き家は樹木・雑草が伸び放題、虫たちの発生源、野良化した犬猫の住処になりかねません。

3: 自然災害による倒壊の危険性

台風などによる強い風、地震などで少し強めに揺れたりすると屋根や壁が落ちたり、ひどい場合には建物が倒壊してしまう恐れもあります。

4: 資産価値への悪影響

木造の場合は建物の耐用年数は一般的に22年程度と言われており、空き家になった後、耐用年数を過ぎてしまって建物は無価値になってしまうケースも後を絶ちません。

5: 特定空き家への指定

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の特定空き家に指定されると、地方自治体から対象の空き家を撤去・修繕させる命令を出す場合があります。

その心配を、「空き家バンク」で解消しよう！

1: 市の空き家バンク制度を利用することで、空き家を「売買・賃貸物件」として活用！

2: 不動産業者が仲介としてつくため、空き家を適正に管理・売買可能！

（不動産業者や市職員にて定期的な見回りを実施。 ※現状維持費用は売主様負担です）

3: アットホーム様や LIFULL HOMES 様の WEB サイトにも物件情報を掲載！

全世界にアピールができます！

4: 築年数が経過した物件も、DIY・リフォーム目的で購入してくれる方がいるかも！？

お問合せ先: 久慈市 地域づくり振興課 移住定住担当

電話: 0194-52-2116 メール: k-turn@city.kuji.iwate.jp

